

地方自治法等の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第14号

地方自治法等の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則

次に掲げる法律、条例及び規則（以下これらを「法令」という。）の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の規則の規定にかかわらず、別記様式によることができる。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第3項
- (2) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第94条第1項から第5項まで
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第29条
- (4) 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第123条第1項から第5項まで
- (5) 家畜商法（昭和24年法律第208号）第11条の3第1項
- (6) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第63条第1項（第64条第5項において準用する場合を含む。）
- (7) 養蜂振興法（昭和30年法律第180号）第9条第1項
- (8) 養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第16条第1項
- (9) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第4条第1項、第5条第1項及び第18条第1項
- (10) 静岡県営住宅条例（昭和36年静岡県条例第26号）第38条第1項
- (11) 静岡県立自然公園条例（昭和36年静岡県条例第53号）第16条第1項、第27条第1項、第32条第2項、第34条第2項及び第51条第1項
- (12) 静岡県港湾管理条例（昭和36年静岡県条例第54号）第13条の3第1項
- (13) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第25条第1項、第26条第1項及び第82条第1項
- (14) 静岡県自然環境保全条例（昭和48年静岡県条例第9号）第18条第1項及び第20条第1項
- (15) 静岡県屋外広告物条例（昭和49年静岡県条例第16号）第19条第1項及び第25条の4第1項
- (16) 静岡県土採取等規制条例（昭和50年静岡県条例第42号）第13条第2項
- (17) 静岡県ふぐの取扱い等に関する条例（昭和52年静岡県条例第7号）第17条第2項
- (18) 静岡県地下水の採取に関する条例（昭和52年静岡県条例第25号）第16条第2項
- (19) 森林組合法（昭和53年法律第36号）第111条第1項から第5項まで
- (20) 静岡県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和60年静岡県条例第26号）第13条第2項
- (21) 静岡県福祉のまちづくり条例（平成7年静岡県条例第47号）第22条第1項
- (22) 静岡県地震対策推進条例（平成8年静岡県条例第1号）第37条第1項
- (23) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第41条第1項及び第64条第1項
- (24) 静岡県生活環境の保全等に関する条例（平成10年静岡県条例第44号）第117条第1項
- (25) 静岡県消費生活条例（平成11年静岡県条例第35号）第39条第1項から第3項まで
- (26) 静岡県環境影響評価条例（平成11年静岡県条例第36号）第48条第1項

- (27) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第8条の2第1項、第9条第1項、第9条の2第1項並びに第9条の3第1項及び第2項
- (28) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第37条第1項及び第43条第1項
- (29) 静岡県動物の愛護及び管理に関する条例（平成12年静岡県条例第70号）第10条第2項及び第16条第1項
- (30) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第19条第1項
- (31) 静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例（平成19年静岡県条例第32号）第31条第1項
- (32) 静岡県統計調査条例（平成20年静岡県条例第57号）第6条第1項
- (33) 静岡県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年静岡県条例第90号）第17条第1項
- (34) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する規則（平成26年静岡県規則第47号）第20条
- (35) 静岡県受動喫煙防止条例（平成30年静岡県条例第48号）第12条第1項
- (36) 静岡県茶業振興条例（平成31年静岡県条例第48号）第21条第1項及び第2項

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式（本則関係）

（第1面）

第 号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名		写 真
氏 名		
生年月日	年 月 日生	
	年 月 日交付	
	年 月 日限り有効	
印		

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。
 - 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。